

令和6年 死亡災害発生状況一覧表(令和6年11月14日現在)

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業 種	被 災 者			発注者	発 生 状 況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
1	今治	1月 0時台	警備業	男	70	警備員	-	被災者は、一人で施設内の夜間警備中、機械警備の起動装置を作動させるため、施設内の通路を徒歩で移動していたところ転倒し、コンクリートの床に後頭部を打撲したもの。 翌朝、施設の者が出勤した際に、倒れている被災者を発見し、搬送先の医療機関で死亡した。	転倒 通路
2	八幡浜	3月 15時	道路建設工事業	男	50	土工	地方公 共団体	道路災害復旧工事の現場にて、栗石を路面下約3.7メートルの位置に降ろすため、栗石を詰めたモッコ（網）をドラグ・ショベルでつり上げ、所定の位置に降ろす作業において、上部旋回体を旋回させたところ、その反動でドラグ・ショベルが路肩から転落し、運転席から投げ出された被災者は、立木と当該ドラグ・ショベルのアーム部分に挟まれた。	墜落、転落 掘削用機械
3	八幡浜	6月 22時台	パルプ・紙製造業	男	68	貨物自 動車運 転手	-	被災者は、フェリー乗船のためトラックを岸壁付近に停車し、乗船待ちを行っていたところ誤って海中に転落し、溺死したもの。	おぼれ 水
4	新居浜	7月 13時台	一般貨物自動車運送業	女	51	貨物自 動車運 転手	-	鉄工所の門型クレーンにてトラックへの荷の積み込み作業を行い、その後クレーン運転士が玉掛に使用していたスリングをクレーンにて荷から引き抜こうとしたところ、スリングが荷に引っ掛けかり、積み込んでいた荷が荷台にいたトラック運転者の上に落下したもの。	飛来、落下 玉掛け用具
5	今治	7月 17時	その他の建設業	男	51	潜水士	民間	沈没したガット船の油抜き作業のため、二人一組で潜し油が保有されているクレーンポストまでの出入り口として、沈没船の外板（厚さ約10mm）に1m×1mの開口を設けるため酸素アーク溶断作業を水中で行っていたところ、突然爆発し、2名が被災（1名が死亡）したもの。	爆発 可燃性ガス
6	新居浜	7月 18時	その他の金属製品製造業	男	53	溶接工		被災者は、工場建屋内において部材の溶接作業を行っていた。 作業中、体調不良となり休憩室にて休憩していたが、改善しなかったため病院を受診。その後、死亡したもの。	高温・低温の物との接 触 高温・低温環境
7	今治	8月 14時	造船業	男	51	作業員		被災者は、造船所構内の船体ブロック上で、足場材の運搬作業を行っていた。 作業中、突然倒れたため、救急搬送したが、翌日に死亡したもの。	高温・低温の物との接 触 高温・低温環境
8	新居浜	11月 9時	化学繊維製造業	男	59	化学繊 維製造 工		2段積みされたフレコンバック（円柱形、1袋の直径110cm×高さ95cm・重さ約500kg）に雨除けカバーをかけようとしたところ、上段のフレコンバックが周辺で作業していた労働者側に落下し、建屋施設とフレコンバックとの間にさまれ死亡したもの。	飛来、落下 荷姿の物
9	今治	11月 11時	染色整理業	男	56	漂白・ 精錬工		約120度の高温の溶液（水・過酸化水素・苛性ソーダ・安定剤等の混合液）について、糸の精錬のために使用した後、誤って地下施設に排出してしまい、地下施設にいた労働者が当該溶液を浴びたため、4日後死亡したもの。	高温・低温の物との接 触 高温・低温環境
10	今治	11月 10時	造船業	男	44	作業員		造船所構内において、つり上げ過重73.7tのジブクレーンにより、船舶横に立体タラップを設置。その後、立体タラップに取り付けられた玉掛用ワイヤーロープ等の取り外し作業を行っていたところ、当該作業が終了していないにもかかわらず、ジブクレーンによるワイヤーロープの巻き上げが行われたため、ワイヤーロープと乗船タラップ手すりの間に労働者の頸部がはさまれ死亡したものの。	はさまれ、巻き込まれ 玉掛け用具